

## 令和 6 年度第 4 回 堺市いじめ重大事態調査委員会 会議録

開催日時	令和 7 年 2 月 26 日（水） 19:00～20:00
場所	堺市役所 高層館 20 階 第 1 特別会議室
出席委員	阿形恒秀委員長、東千冬委員、角谷茉美委員、芹田卓身委員、伊藤嘉余子委員、岡田敏之委員、小泉隆平委員、井上浩史委員、澤田裕和委員、坂本知可委員（オンライン）吉田祐一郎委員（オンライン）樋口隆弘委員（オンライン）
事務局出席者	渡邊学校教育部長、高橋学校保健体育課長、松本学校保健体育課参事
案件	（１）いじめ重大事態調査にかかる調査報告書（案）の協議について （２）被害者側への調査報告書（案）の説明に関する申し合わせ事項等について

### ＜開会＞

阿形委員長	<p>ただ今から、令和 6 年度第 4 回堺市いじめ重大事態調査委員会を開会いたします。</p> <p>本日の出席委員数は、委員総数 14 名のうち 12 名となっております。</p> <p>吉田委員、坂本委員、樋口委員は、オンラインにより、出席されています。</p> <p>羽下委員、野田委員からは、欠席の連絡を頂戴しています。</p> <p>堺市いじめ重大事態調査委員会条例第 8 条第 2 項により、会議が成立していることを報告させていただきます。</p> <p>次に、会議の公開について、ご説明します。堺市いじめ重大事態調査委員会規則第 2 条において、会議は公開するものとするとしていますが、ただし書として、堺市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報について審議するときなど、つまり個人情報扱う場合など一定の要件に当てはまる場合、会議の全部又は一部を非公開にできると規定しております。</p> <p>本日の 1 件目の案件は、いじめ重大事態の調査報告書案についての審議であるため、堺市いじめ重大事態調査委員会規則第 2 条第 1 項第 1 号「堺市情報公開条例第 7 条各号に掲げる情報について審議するとき」の規定に基づき非公開といたします。</p>
-------	--

### ＜非公開＞

阿形委員長	<p>それでは、案件 2 は公開となります。</p> <p>案件 2「被害者側への調査報告書（案）の説明に関する申し合わせ事項」を審議します。</p> <p>本件について、堺市いじめ重大事態調査委員会規則第 9 条に基づき、委員会の運営に必要な事項を委員長において整理しました。内容については、<b>事務局から説明をお願いします。</b></p>
学校保健体育課長	<p>今回、調査部会において、被害者側への説明の際、当該保護者が作成中の調査報告書案を持ち帰って検討したいとの要望がありました。</p> <p>前回の全体会議（R7.1.20）において、本件についてご協議いただきましたが、会議での委員の意見等を踏まえ、改めて提案することとなりました。</p> <p>配布資料をご覧ください。</p> <p>内容については、前回説明した内容から変更はなく、わかりやすく体裁を整えるなどしました。</p> <p>手順（１）ですが、被害児童生徒等へ調査報告書（案）について説明する際には、全体会議で事前に内容を検討・確認することといたします。</p> <p>（２）、説明にあたっては、調査報告書（案）の概要版で説明、必要であれば、調査報告書（案）の全文を示して説明します。その際は、個人情報特定できないようにして提示します。な</p>

	<p>お、いずれの場合も、説明内容や資料がウェブサイト等により第三者へ流出することがないように説明し、資料は原則として面談終了後に回収します。</p> <p>(3)、被害児童生徒等が調査報告書(案)の閲覧を要望された場合は、堺市役所において閲覧してもらいます。持ち帰っての閲覧を要望された場合は、いじめ重大事態調査委員会の委員長が予め全体会議に諮り、必要と判断した場合は、念書「いじめ重大事態調査報告書(案)の取扱いについて」を提出いただいたうえで、一定期間持ち帰りいただき、閲覧後返却いただきます。</p> <p>(4)、調査報告書(案)は確定前の段階であり、今後、調査部会等の責任と権限で内容を変更することもあり得ることを説明し了解を得ます。</p> <p>説明は以上です。</p>
阿形委員長	<p>ありがとうございます。委員の方々、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。</p> <p>ちなみに、他の自治体等での報告書の説明はどのようにされていきましたか。</p>
岡田委員	<p>説明の際は全文お見せしていますし、一定期間お渡しもしています。自治体によって違いがあり、一件だけその場の説明で回収したケースもありますが、それ以外はお渡ししています。</p>
阿形委員長	<p>いろんなパターンがありますよね。非常に要望が強い場合は、念書を書いていただいて、持ち帰りいただくことも考慮し、このような手順を作ったわけですが、特にご意見ないでしょうか。</p>
澤田委員	<p>手順的には、被害者側説明を行う前に全体会議で一度諮り、あらかじめ持ち帰っての閲覧を要望されるかを確認し、さらに全体会議で了承を得たうえで、被害者説明に臨むという想定で問題ないでしょうか。</p>
阿形委員長	<p>その場に応じて、非常に要望が強い場合は手順を踏んでいただき、逆に特に要望が無い場合は概要をお示しして説明する形になると思います。</p>
澤田委員	<p>これまで、現場にて持ち帰れない旨伝えたと、異議を述べられ、その場でお見せするというケースがありました。今後、持ち帰って検討するケースが増えていくと想定されます。</p> <p>持ち帰らない原則があり、それを納得していただいたらそこまでにして、持ち帰りたい場合は、手続きがあるので改めてという形になると理解しています。</p>
樋口委員	<p>今の意見を踏まえてですが、基本的には持ち帰れないことをお伝えして、持ち帰りたくなった場合は、一度全体会議で図り、後日念書を書いていただくという流れになるということですね。</p> <p>基本的に、持ち帰りできないことを理解していただいた場合は、持ち帰りが可能なことをお伝えしないということの問題ないでしょうか。</p>
阿形委員長	<p>ご質問、ご要望が無い場合は、納得していただいたと認識していいと思いますが、どうでしょうか。</p>
澤田委員	<p>メニューを示さないと、持ち帰りできることを知っていたら、そうしていたと主張する方もいらっしゃると思います。</p>
阿形委員長	<p>でしたら、この申合せを念頭に置いて、流れをご説明いただくという形でよろしいでしょうか。</p>
学校保健体育課長	<p>申合せ事項ですが、手順を踏んで順に下りていくという構成になっていますので、初めにメニューをお伝えするのであれば、その形に合うように文言を修正していきたいと考えています。</p>
阿形委員長	<p>わかりました。</p> <p>この申合せ事項、並びに取り扱い念書に係る文章を、この調査委員会として確認を行ったことといたします。</p> <p>メニューを示す前提での修正を私の方で考えて、メールで確認させていただきます。</p> <p>その他、事務局の方から何か連絡事項ありましたら、お願いいたします。</p>

学校保健体育  
課長

委員の皆様にお伝えしたいことがございます。

諮問書手交から答申書手交までは、いじめ重大事態調査委員会で行っていただきますが、答申書手交後の事務は、堺市教育委員会での業務となります。

また、前回の会議の後にお願ひしました、調査資料についても、今後の再調査の実施も見据え、公文書として保管する必要がございます。つきましては、答申後、事務局で事案ごとに一括して、保管いたしますので整理いただいた資料を事務局にご提出のほどよろしくお願ひいたします。

事務局からは以上です。

本日は、ありがとうございました。

<終了>